

宮農共総第 874 号  
令和 3 年 4 月 1 日

組 合 員 様

宮城県農業共済組合  
(N O S A I 宮城)  
組合長理事 佐藤 敬



### 職員による不祥事件のご報告とお詫びについて

組合員の皆様におかれましては、ますますご清祥のことと存じます。

また、日頃より農業保険事業につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、本組合迫支所の職員が南三陸町有害動植物等対策協議会の資金を不正に流用し着服するという不祥事件が 3 月 16 日に発覚しました。

その内容は、平成 23 年 8 月から令和 2 年 4 月までの間 65 回にわたり、組合及び構成団体に隠蔽工作を行いながら引落し、約 1,600 万円を遊興費等に充てていたものであります。

また、内部調査を進めるうち、その外に組合として受任していない任意組織の会計からも同様の着服が発覚し、担当する志津川地区共済部長会からの 13 万円の着服を含め被害額は総額 1,740 万円になります。

このような不祥事により組合員皆様及び関係者各位の信頼を裏切ることとなり、組合の執行責任者として大変遺憾なことであり、厳粛に受け止めております。

内部調査の結果を踏まえ、職員懲戒委員会及び理事会を開催し、当事者については 3 月 29 日付で懲戒解雇、参事及び支所長を減給とした外、関係管理職員の処分をいたしました。

今後は、弁済請求と刑事告訴を行い経緯等細部の調査を進め、全容解明した次第ご報告申し上げます、執行者としての然るべき責任を三役をはじめ役員全員で負ってまいります。

また、再発防止策も含め、不祥事を再び繰り返さないようコンプライアンス（法令等遵守）の強化に一層努めていくとともに、組合員皆様の信頼回復に向け役職員が全力で取り組んでいく所存であります。

組合員皆様に重ねてお詫び申し上げますとともに、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

担当 総務部  
後藤・宮路  
TEL022-225-6701